

事務事業名		要介護認定事務		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業		
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目		
	施策名	09 地域福祉の充実		区分		会計	款	
	基本事業名	02 高齢者支援の充実		単年度繰返		18	01	
根拠法令		介護保険法		※期間欄に開始年度を記入		03	02	
所属	部課名	保健福祉部長寿社会課		【開始年度】		事務事業区分		
	課長名	佐々木 卓也		平成12 年度～		E 一般		
	係名	介護保険係	電話	0192-26-2943				
	担当者	鈴木 伸	内線	439				
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)		
高齢者等に対して要支援又は要介護を認定するための事業である。主な業務は次のとおり。 ①高齢者等からの要介護・要支援認定申請(新規、更新、区分変更)を受付 ②認定調査(訪問調査)の実施(委託した場合は、認定調査費用の支払い) ③主治医意見書の作成依頼及び意見書作成費用の支払い。 ④認定調査と主治医意見書の整合を確認し、その後電算処理 ⑤気仙広域連合の介護認定審査会に審査判定を依頼し、その後判定結果を受領 ⑥高齢者等に要介護認定結果を通知						総投入量 (千円)	国庫支出金	
							都道府県支出金	
							地方債	
							その他	
							一般財源	
						事業費計(A)	0	
						正規職員従事人数		
						延べ業務時間		
						人件費計(B)	0	
						トータルコスト(A)+(B)	0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)		⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
前年度実績(前年度に行った主な活動) 要介護・要支援認定の受付、認定調査の実施と主治医意見書の作成依頼、介護認定審査会に審査判定を依頼、要介護認定結果を通知		名称	単位
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年度と同じ。		ア 認定調査(直営)実施件数	件
		イ 認定調査(委託)実施件数	件
		ウ 主治医意見書作成依頼件数	件
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 市内在住の65歳以上の方(第1号被保険者) 40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する方(第2号被保険者)		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
		名称	単位
		カ 被保険者数	人
		キ 要支援・要介護認定申請件数	件
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 介護保険サービスの利用につなげる。		ク	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 安心して暮らしてもらう。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
		名称	単位
		サ 要支援・要介護認定件数	件
		シ 介護保険サービス利用者数	人
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費	財源内訳	年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)
			単位						
	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	20,612	23,523	21,054	23,670	23,670	23,670
		一般財源	千円	0	0	0	0	0	0
	事業費計(A)			千円	20,612	23,523	21,054	23,670	23,670
	人件費	正規職員従事人数	人	1	2	2	2	2	2
		延べ業務時間	時間	4,500	4,800	4,600	4,800	4,800	4,800
		人件費計(B)	千円	18,000	19,200	18,400	19,200	19,200	19,200
		トータルコスト(A)+(B)			千円	38,612	42,723	39,454	42,870
⑤活動指標	ア	件		1,240	1,280	1,434	1,440	1,440	1,440
	イ	件		298	560	557	600	600	600
	ウ	件		1,571	2,053	2,094	2,100	2,100	2,100
⑥対象指標	カ	人		13,317	13,343	13,057	13,055	13,053	13,050
	キ	件		1,571	2,053	2,011	2,000	2,000	2,000
	ク								
⑦成果指標	サ	件		1,451	1,934	1,820	2,000	2,000	2,000
	シ	人		4,334	4,463	3,955	4,657	4,659	4,661
	ス								

事務事業ID	0147	事務事業名	要介護認定事務
--------	------	-------	---------

<b>(3) 事務事業の環境変化・住民意見等</b>	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	・介護保険制度に規定する事業である。(平成12年4月1日施行、介護保険法第27条)
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	・高齢者の増加とともに要介護・要支援認定申請件数は増えている。 ・大船渡市の要介護認定率は国と岩手県よりも低い水準で推移している。 ・大船渡市の高齢者等の要介護度は、全体として重度化していない。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	・介護保険法の中で要支援・要介護認定結果通知は申請から30日以内に行うこととされているが、認定が30日を越える場合があるため、高齢者、事業所等から迅速な認定通知を求める声がある。

2 評価の部(SEE) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている      ▽ 理由・内容 介護保険サービスの利用に必要な要介護度を認定する事業であり、政策体系に結びついている。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である      ▽ 理由・内容 介護保険法第27条には、市が行う事務手続きが規定されている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である      ▽ 理由・内容 介護保険法第9条に対象者が規定されており、市の判断で対象を限定又は追加することはできない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない      ▽ 理由・内容 要介護認定申請受付以降の事務手続き(認定調査・認定調査票作成、主治医意見書受領、認定審査会での決定等)の効率化を図ることにより、当該申請受付から30日以内での要介護認定結果通知を目指すことができる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある      ▽ 理由・内容 介護保険法第27条に規定する法定事務であり、廃止又は休止することはできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない      ▽ 理由・内容 主治医意見書作成手数料は国が定めた全国共通単価であり、市の判断で減額することはできない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない      ▽ 理由・内容 認定調査員は、直近5年の要介護・要支援認定申請実績を勘案して4人配置しており、一時的な要介護・要支援認定申請件数の増加には委託により対応しているため、人件費の削減余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である      ▽ 理由・内容 65歳以上の高齢者等からは介護保険法の規定による介護保険料を徴収しており、それを財源とした事務である。(受益者負担による事務)

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
2 改革改善(縮小・統合含む)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×	認定調査・認定調査票作成、主治医意見書受領、認定審査会での決定等の個々の事務手続きの簡素化や認定調査の効率化に取り組むことにより、当該申請受付から30日以内での要介護認定結果通知を目指すことができる。
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持			×																			
	低下		×	×																			
※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																							

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
2 改革改善(縮小・統合含む)	・事務の効率化や改善には、医療機関や気仙広域連合との連携が必要であるため、適宜意見交換等を行いながら業務改善に取り組む。 ・要介護認定が非該当となる申請を減らすため、他市等から情報収集しながら適時適切な申請がなされるよう受付方法を検討する。